

地域森林計画（変更計画）書（案）

（富士川中流森林計画区）

自 令和 2年 4月 1日
計画期間
至 令和12年 3月31日
（変更年月 令和3年12月）

山 梨 県

地域森林計画（変更計画）書

（富士川中流森林計画区）

変更理由

○ 森林の整備に関する事項の記載内容の変更

「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針」について、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準を市町村森林計画において定める旨を新たに示したものである。

「木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針」について、この区域のうち特に効率的な施業が可能な森林の区域を設定する旨を新たに示すとともに、当該区域における施業方法を新たに示したものである。

「林産物の搬出方法等」について、林産物の適切な搬出方法を新たに示したものである。

○ 計画量の見直し

「全国森林計画」の変更を受けて、人工造林及び天然更新別の造林面積の計画量を変更するものである。

目 次

(○印 変更のある計画事項又は計画項目)

I 計画の大綱

第1 森林計画区の概況

1	位置及び面積	1
2	自然的背景	1
3	社会的経済的背景	1
4	計画区内森林の現況	1
5	その他	2

第2 前計画の実行結果の概要及びその評価

1	伐採立木材積	2
2	人工造林及び天然更新別の造林面積	2
3	林道の開設及び拡張の数量	2
4	保安施設の整備	2
5	要整備森林の施業の区分別面積	2

第3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

1	計画区の課題	2
2	計画の基本的事項	2

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

1	地域森林計画の対象とする町別の森林面積	4
2	地域森林計画の対象としない森林	4

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1	森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	4
(1)	森林の整備及び保全の目標	4
(2)	森林の整備及び保全の基本方針	4
(3)	計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	4
2	その他必要な事項	4

第3 森林の整備に関する事項

1	森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く。)	4
(1)	立木の伐採(主伐)の標準的な方法に関する指針	4

(2) 立木の標準伐期齢に関する指針	4
(3) その他必要な事項	4
2 造林に関する事項	4
(1) 人工造林に関する指針	4
(2) 天然更新に関する指針	4
○ (3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針	5
3 間伐及び保育に関する事項	5
(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針	5
(2) 保育の標準的な方法に関する指針	5
(3) その他必要な事項	5
4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	5
(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針	5
○ (2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針	5
(3) その他必要な事項	6
5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	6
(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	6
(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方	6
(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域(路網整備等推進区域)の基本的な考え方	6
(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方	6
○ (5) 林産物の搬出方法等	6
(6) その他必要な事項	6
6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項	6
(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針	7
(2) 森林経営管理制度の活用に関する方針	7
(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	7
(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	7
(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	7
(6) その他必要な事項	7
第4 森林の保全に関する事項	
1 森林の土地の保全に関する事項	7
(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	7
(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法	7

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	7
(4) その他必要な事項	7
2 保安施設に関する事項	7
(1) 保安林の整備に関する方針	7
(2) 保安施設地区の指定に関する方針	7
(3) 治山事業の実施に関する方針	7
(4) 特定保安林の整備に関する事項	7
(5) その他必要な事項	7
3 鳥獣害の防止に関する事項	7
(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針	8
(2) その他必要な事項	8
4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項	8
(1) 森林病虫害等の被害対策の方針	8
(2) 鳥獣害対策の方針(3に掲げる事項を除く。)	8
(3) 林野火災の予防の方針	8
(4) その他必要な事項	8
第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項	
1 保健機能森林の区域の基準	8
2 その他保健機能森林の整備に関する事項	8
(1) 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針	8
(2) 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針	8
(3) その他必要な事項	8
第6 計画量等	
1 間伐立木材積その他の伐採立木材積	8
2 間伐面積	8
○ 3 人工造林及び天然更新別の造林面積	8
4 林道の開設及び拡張に関する計画	9
5 保安林整備及び治山事業に関する計画	9
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	9
(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	9
(3) 実施すべき治山事業の数量	9
6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業方法及び時期	9

第7 その他必要な事項

1 保安林その他制限林の施業方法	9
(1) 保安林の施業方法	9
(2) 保安林施設地区の施業方法	9
(3) 自然公園内の施業方法	9
(4) 砂防指定地の施業方法	9
(5) 急傾斜地崩壊危険区域の施業方法	9
(6) 鳥獣保護区特別保護地区の施業方法	9
(7) 史跡名勝天然記念物に指定された区域の施業方法	9
(8) 埋蔵文化財包蔵地での施業方法	9
(9) 母樹または母樹林に指定された森林の施業方法	9
(10) 風致地区に指定された森林の施業方法	9
(11) 自然環境保全地区等の施業方法	9
(12) 富士山世界文化遺産に指定された区域の施業方法	9
(13) ユネスコエコパーク区域の施業方法	10

本文中、「前計画書」とは、令和2年1月公表の地域森林計画書（富士川中流森林計画区）である。

また、変更のない計画事項及び項目は、計画事項及び項目名のみを記載しており、計画事項及び項目名に一部変更がある場合は、本計画に読み替えるものとする。

I 計画の大綱

（計画の目的）

前計画書のとおり。

第1 森林計画区の概況

1 位置及び面積

前計画書のとおり。

2 自然的背景

（1）地形

前計画書のとおり。

（2）河川

前計画書のとおり。

（3）地質

前計画書のとおり。

（4）土壌

前計画書のとおり。

（5）気候

前計画書のとおり。

3 社会的経済的背景

（1）人口

前計画書のとおり。

（2）産業別就業者数

前計画書のとおり。

（3）交通

前計画書のとおり。

4 計画区内森林の現況

前計画書のとおり。

（1）森林の所有構造

前計画書のとおり。

（2）森林資源の状況

前計画書のとおり。

(3) 保安林等の指定状況

前計画書のとおり。

5 その他

(1) 身延・南部地域の民国連携による森林整備

前計画書のとおり。

(2) 早川町のジビエ処理加工施設

前計画書のとおり。

第2 前計画の実行結果の概要及びその評価

前計画書のとおり。

1 伐採立木材積

前計画書のとおり。

2 人工造林及び天然更新別の造林面積

前計画書のとおり。

3 林道の開設及び拡張の数量

前計画書のとおり。

4 保安施設の整備

(1) 保安林の指定面積

前計画書のとおり。

(2) 治山事業施行地区数

前計画書のとおり。

5 要整備森林の施業の区分別面積

前計画書のとおり。

第3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

1 計画区の課題

(1) 多様な森林整備の促進

前計画書のとおり。

(2) 森林の保全及び保護

前計画書のとおり。

(3) 人工林資源の循環利用の促進

前計画書のとおり。

(4) 林業の振興

前計画書のとおり。

(5) 里山地域の保全

前計画書のとおり。

(6) 県民参加の森林づくり

前計画書のとおり。

2 計画の基本的事項

(1) 森林整備の方針

前計画書のとおり。

(2) 森林の保全及び保護の方針

前計画書のとおり。

(3) 林業・木材産業の振興の方針

前計画書のとおり。

(4) 森林の保健機能の増進に関する方針

前計画書のとおり。

(5) 市町村森林整備計画との連携

前計画書のとおり。

Ⅱ 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

前計画書のとおり。

1 地域森林計画の対象とする町別の森林面積

前計画書のとおり。

2 地域森林計画の対象としない森林

前計画書のとおり。

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標

前計画書のとおり。

(2) 森林の整備及び保全の基本方針

前計画書のとおり。

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

前計画書のとおり。

2 その他必要な事項

(1) 公的関与による森林整備

前計画書のとおり。

(2) 民間活力の導入

前計画書のとおり。

(3) 林内路網の整備

前計画書のとおり。

第3 森林の整備に関する事項

前計画書のとおり。

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

前計画書のとおり。

(2) 立木の標準伐期齢に関する指針

前計画書のとおり。

(3) その他必要な事項

前計画書のとおり。

2 造林に関する事項

(1) 人工造林に関する指針

前計画書のとおり。

(2) 天然更新に関する指針

前計画書のとおり。

(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

以下のような天然更新が期待できない森林については、植栽によらなければ的確な更新が困難な森林として、市町村森林整備計画において**基準を定めることとする。**

- ・ 種子を供給する母樹が存在しない森林
- ・ 天然稚樹の生育が期待できない森林
- ・ 面積の大きな針葉樹人工林であって、林床に木本類が見られないもののうち、気候、地形、土壌条件、周囲の森林の状況等により、皆伐後も木本類の侵入が期待できない森林

3 間伐及び保育に関する事項

前計画書のとおり。

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

前計画書のとおり。

(2) 保育の標準的な方法に関する指針

前計画書のとおり。

(3) その他必要な事項

前計画書のとおり。

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域における施業の方法に関する指針

前計画書のとおり。

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域の設定基準及び森林施業の方法については、以下のとおりとする。

ア 区域の設定の基準

木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域は、林木の生育に適した森林で、地形等から効率的な森林施業が可能な森林の区域について設定するとともに、この区域のうち特に効率的な施業が可能な森林の区域を設定するものとする。

なお、公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域は、重複を認めるものとし、公益的機能の発揮に支障が生じないよう施業方法を定めるものとする。

イ 施業の方法に関する指針

木材等生産機能の維持増進を図る森林については、森林の公益的機能の発揮に留意しつつ、植栽による確実な更新、保育及び間伐等の実施や路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとする。また、特に効率的な森林施業が可能な森林においては、人工林の伐採後は、原則、植栽による更新を行うこととし、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材の生産が可能となる資源構成となるよう努めるものとする。

(3) その他必要な事項

前計画書のとおり。

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

前計画書のとおり。

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

前計画書のとおり。

(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方

前計画書のとおり。

(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方

前計画書のとおり。

(5) 林産物の搬出方法等

ア 林産物の搬出方法

林産物の搬出については、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えつつ、効率性を確保するよう、傾斜等の地形、地質、土壌等の条件に応じて路網と架線を適切に組み合わせて行う。

特に林産物の搬出の方法を定めなければ土砂の流出又は崩壊を引き起こすおそれがあり、森林の更新又は森林の土地の保全に支障を生ずるものとして搬出の方法を特定する森林においては、地表を極力損傷しないよう、架線集材等によるものとする。

イ 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法
該当なし。

(6) その他必要な事項

前計画書のとおり。

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

前計画書のとおり。

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針

前計画書のとおり。

(2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針

前計画書のとおり。

(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

前計画書のとおり。

(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

前計画書のとおり。

(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

前計画書のとおり。

(6) その他必要な事項

前計画書のとおり。

第4 森林の保全に関する事項

前計画書のとおり。

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

前計画書のとおり。

(2) 森林の土地の保全のための林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法

前計画書のとおり。

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

前計画書のとおり。

(4) その他必要な事項

前計画書のとおり。

2 保安施設の整備に関する方針

(1) 保安林の整備に関する方針

前計画書のとおり。

(2) 保安施設地区の指定に関する方針

前計画書のとおり。

(3) 治山事業の実施に関する方針

前計画書のとおり。

(4) 特定保安林の整備に関する方針

前計画書のとおり。

(5) その他必要な事項

前計画書のとおり。

3 鳥獣害の防止に関する事項

(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

前計画書のとおり。

(2) その他必要な事項

前計画書のとおり。

4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針

前計画書のとおり。

(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）

前計画書のとおり。

(3) 林野火災の予防の方針

前計画書のとおり。

(4) その他必要な事項

前計画書のとおり。

第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

1 保健機能森林の区域の基準

前計画書のとおり。

2 その他保健機能森林の整備に関する事項

(1) 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針

前計画書のとおり。

(2) 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針

前計画書のとおり。

(3) その他必要な事項

前計画書のとおり。

第6 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

前計画書のとおり。

2 間伐面積

前計画書のとおり。

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積:ha

区分	人工造林	天然更新
総数	1,348	1,196
前半5カ年の計画量	539	574

4 林道の開設及び拡張に関する計画

前計画書のとおり。

5 保安林整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

前計画書のとおり。

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

前計画書のとおり。

(3) 実施すべき治山事業の数量

前計画書のとおり。

6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期

前計画書のとおり。

第7 その他必要な事項

1 保安林その他制限林の施業方法

(1) 保安林の施業方法

前計画書のとおり。

(2) 保安施設地区の施業方法

前計画書のとおり。

(3) 自然公園内の施業方法

前計画書のとおり。

(4) 砂防指定地の施業方法

前計画書のとおり。

(5) 急傾斜地崩壊危険区域の施業方法

前計画書のとおり。

(6) 鳥獣保護区特別保護地区の施業方法

前計画書のとおり。

(7) 史跡名勝天然記念物に指定された区域の施業方法

前計画書のとおり。

(8) 埋蔵文化財包蔵地での施業方法

前計画書のとおり。

(9) 母樹または母樹林に指定された森林の施業方法

前計画書のとおり。

(10) 風致地区に指定された森林の施業方法

前計画書のとおり。

(11) 自然環境保全地区等の施業方法

前計画書のとおり。

(12) 富士山世界文化遺産に指定された区域の施業方法

前計画書のとおり。

(13) ユネスコエコパーク区域の施業方法

前計画書のとおり。